

MileagePlusセゾンカード特約

第1条(名称)

本カードは、ユナイテッド航空会社の関連会社であるMileagePlusHoldings, LLC(以下ユナイテッド航空とその関連会社を総称して「ユナイテッド」という)と株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が提携して当社が発行するもので、MileagePlusセゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)本カードは、ユナイテッドのマイレージプラス・プログラム(以下「MP」という)へ加入している方を対象とし、本特約、セゾンカード規約を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が承諾した方(以下「本会員」という)に発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)セゾンカード規約第1条(2)の家族会員(以下本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。

第3条(MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約の適用)

セゾンカード規約第25条のゴールドカードの会員には、MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約は適用されないものとします。

第4条(年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

第5条(ショッピング・マイル)

会員は、本カードのショッピングサービスを利用した場合、その利用額に応じてMPのマイルを獲得することができます。但し、収納代行サービス等当社が特に指定する利用分については対象となりません。

第6条(サービスの利用)

(1)MPに関するサービス及びユナイテッドが提供するその他のサービスは、MP所定の方法によるものとし、当社はMP自体及びMPに関するユナイテッドの行為については一切責任を負いません。

(2)会員はユナイテッドのMP規則を遵守するものとします。

(3)会員は、以下の事項の一つにでも該当するときには、獲得マイル数を取消され、又は加算されない場合があります。

①年会費のお支払いがないとき。

②セゾンカード規約により、会員資格を喪失したとき。

③ショッピングサービス利用が取消されたとき。

④ユナイテッドのMP規則に違反したとき。

第7条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条に次の事項を追加します。

(1)⑩年会費のお支払いがないとき。

(7)会員がMPを退会もしくはその会員資格を喪失した場合は、会員資格を喪失し、(3)に従うものとします。

第8条(カード規約)

本特約に定めのない事項についてはセゾンカード規約によるものとし、本特約とセゾンカード規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

第9条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約

第1条(参加対象者)

(1)MileagePlusセゾンカード・メンバーズ(以下「本会」という)は、MileagePlusセゾンカード特約第1条のMileagePlusセゾンカード(以下「本カード」という)の会員で、MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約(以下「本規約」という)を承認のうえ所定の方法により株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)に本会への入会を申込み、当社が入会を承諾した日本国内に居住する方を会員(以下「会員」という)とします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)会員が享受できるサービスは、会員ご本人のみご利用いただけます。また、会員は、会員資格、会員としての権利を第三者に譲渡、移転、担保提供又は相続することはできません。

第2条(年会費)

(1)会員は、本カードにおいて所定の年会費を当社に支払うものとします。入会初年度の会員資格の有効期間は、当社が別途定める通りとします。また、入会日にかかわらず、年会費の減免はいたしかねます。なお、第6条(2)の会員からの退会の届け出がない限り、年会費のお支払いは、自動継続とさせていただきます。

(2)年会費は当社所定の方法で本カードでの決済によりお支払いいただきます。

第3条(サービス内容)

会員は、本カードのショッピング・サービスの利用額に応じて獲得する、MileagePlusセゾンカード特約第5条の「MPのマイル」(以下「マイル」という)のほか、本規約に定めるところによりマイルを獲得することができます。

第4条(マイルへの換算)

(1)マイルへの換算(以下「換算」という)については、提携航空会社と当社が定めた方法によります。

(2)前項の場合、当社は、所定の方法により会員が当社に登録を申し込んだ提携航空会社に換算に必要な情報を提供します。

(3)換算率及び換算の上限については、当社又は提携航空会社が別途定める通りとします。

(4)換算の対象となるマイレージサービスは、会員が当社に申し込んだ提携航空会社のマイレージサービスに限るものとします。

(5)理由の如何にかかわらず、会員は換算の申込をした後にこれを取消し、撤回、又は変更することはできません。

(6)換算については、当社又は提携航空会社の事情により遅延する場合があります。

第5条(サービスの利用)

(1)会員の換算の申込について不正又は不備があった場合、当該申込時において、本カードのご利用代金等のお支払いの遅延等があった場合、その他会員が本規約に違反した場合は、換算ができないことがあります。その事によって会員がマイレージサービス所定の特典を享受できなかつたり、また権利を行使できなかつた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

(2)会員は、自らの責任において会員番号を他人に知られないように管理するものとします。会員番号が第三者に盗用されるなどにより、会員がマイレージサービス所定の特典を享受できなかつたり、また権利を行使できなかつたことによる損害は、会員のご負担となります。ただし、会員番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

(3)マイレージサービス及び提携航空会社が提供するその他のサービスは、全て提携航空会社所定の方法及び単位により行うものとし、当社は、マイレージサービスに関する提携航空会社の行為(特典の提供等を含む)については、一切の責任を負いません。

(4)会員は、提携航空会社のマイレージサービスに関する規約その他の定め
に遵守するものとします。

(5)会員は、次の事項の一つにでも該当したときには、換算を取消され、又は
換算ができない場合があります。

①本会の会員資格を喪失したとき。

②年会費の支払を怠ったとき。

③本条(1)に該当したとき、又は本条(4)に違反したとき。

第6条(会員資格の喪失)

(1)会員が次の事項の一つにでも該当したときには、当社は、いつでも会員を
本会から退会させることにより会員の資格を喪失させることができるもの
とします。

①年会費の支払いを怠ったとき。

②マイレージサービスの会員資格を喪失したとき。

③本規約に違反した場合など、当社が会員として不適格と判断したとき。

(2)会員は、所定の方法により当社に届け出ることにより、当会を退会する
ことができるものとします。

第7条(規約の変更)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本規約の変更について
準用します。

第8条(サービスの廃止)

当社は、法令による規制もしくは行政官公庁の指導又は当社の運営上の事情
により、本会を終了し会員へのサービスを廃止することができるものとします。

第9条(免責)

本規約に関して会員が損害を受けた場合であっても、当社の故意又は過失に
より生じた場合を除き、当社は一切の責任を負わず、何らの補償を行いません
(第5条第2項但書の場合を除く)。なお、当社が責任を負う場合でも、当社の
故意又は重過失により会員に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範
囲は、会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られます。

第10条(その他)

(1)換算について公租公課が課せられる場合、会員は当該公租公課を負担
するものとします。

(2)会員は、ポイントプログラムその他の当社所定の会員特典の適用を制限
されることがあります。

注)MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約は、Mileage
Plusセゾンカード・マイルアップメンバーズに加入された方に適用されます。

